放置自転車の撤去・廃棄処分について No.2

２０２６年11月
福知山公立大学 学生支援委員会

令和８年11月９日(月)に「警告札」が取り付けられたままになっている自転車を撤去し、保管場所に移動しました。保管期間は、令和９年２月12日（金）までの３ヶ月間です。

ご身の自転車が、保管場所に移動させられた可能性がある場合は、この３ヶ月間の間に１号館１階学務課学生支援係まで申し出てください。申し出のない自転車は、令和９年２月12日（金）以降に廃棄処分を行います。

放置自転車の撤去日：11月９日

保管場所での保管期間：令和９年２月12日まで

廃棄処分：令和９年２月12日以降

＜放置自転車の廃棄処分までの流れ＞

①放置自転車確認期間内に駐輪場等を数回写真撮影し、動いていない疑いのある自転車を特定
②放置自転車に「警告札」を取付
③1か月後、「警告札」が取り付けられたままの自転車を撤去し、保管場所へ移動
④警察へ盗難登録の有無を照会
⑤廃棄処分の対象となる自転車について、大学ホームページ及びポータルシステムで告知
⑥3か月間保管し、廃棄処分前に最終警告
⑦廃棄処分

――

【卒業等で不要になった場合、大学に撤去してもらえるなら、学内に置いておいてもよいですか？】

放置してはいけません。不要になった自転車についても、各自の責任で適切に処分してください。

なお、卒業等により福知山を去る際に駐輪場や学内に自転車を意図的に放置した場合、廃棄物処理法第16条（投棄禁止）に違反したものとして、５年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科される場合があります。